

粕屋町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

粕屋町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、粕屋町農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 3年後の遊休農地面積 1ha 以内に抑える

【目標設定の考え方】

本町は荒廃農地が少なく、解消すべき遊休農地も少ない。ただし、今後毎年の調査で把握することとなる遊休農地を早い段階で解消するため、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を強化し、3年間で1ha以内に抑える。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び農地利用最適推進委員が連携を取り、農地パトロールにより遊休農地を把握し、所有者の利用状況調査や相談・指導を行う。また、農地中間管理機構とも連携を行い遊休農地の解消に努める。
- ・農地利用状況調査後に、現況に応じて「非農地判断」を実施する。

2. 担い手への3年後の農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 27ha

【目標設定の考え方】

管内の農地面積236haに対して担い手へのこれまでの集積面積は24ha(平成30年2月末現在)で集積率は10.17%である。今後、24haを維持しつつも新規に3haの上乗せを計画し、集積目標を27haとした。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

- ・集積農地の貸借更新を積極的に進めるため、農業委員及び農地利用最適化推進委員による活動を強化し、中間管理事業等も活用し担い手への農地の集積を推進する。

3. 新規参入3年後の促進について

(1) 新規参入の促進について 1経営体

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入者の実績から算出し設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

新規就農者や意欲ある事業者に対し支援するとともに農地集約を促進し、農業経営帯の強化を図る。